

平成27年11月11日

## 外交実施体制の抜本的な強化に関する提言

外務人事審議会

「地球儀を俯瞰する外交」を戦略的かつ強力に推進する中、我が国の外交業務は飛躍的に増大している。積極的平和主義に基づいた外交課題への対応、TPP・EPA等の経済連携の推進、中小企業を含む日本企業及び邦人の海外活動への支援の強化、戦略的対外発信の拡充、在外邦人に対するテロ被害を防ぐための安全対策・情報収集能力の強化等、数多くの重要な外交業務の確実な実施が急務となっている。また、2016年には、日本はG7伊勢志摩サミットの議長を務め、国際連合安全保障理事会非常任理事国に就任するとともに、アフリカで初めてTICAD首脳会議（第6回アフリカ開発会議）を開催する。この機会を、グローバルな課題の解決にリーダーシップを発揮し、もって変容する国際秩序の新たな構築に責任を果たし、国際社会における日本のプレゼンスをさらに高めるための「チャンス」と捉え、一層積極的な外交を展開する必要がある。

本審議会は、外務公務員の給与その他勤務条件を中心とした人事管理全般について、外務大臣に積極的に意見・勧告を提示してきており、本年は、その検討にあたって、在勤手当制度についてのみならず、シリアにおける邦人殺害テロ事件を踏まえた安全対策強化のための施策、グローバルな課題への取組、地方自治体との連携及び地方の海外展開支援のあり方、外務省の研修強化の方策等、幅広い事項について活発な議論を行ってきた。

このような議論を経て、本審議会は、外交の役割がかつてなく大きくなる中で、G7伊勢志摩サミットを見据えた「チャンス」の年を契機に、より一層力強く日本外交を展開していくためには、外交実施体制の抜本的な強化を更に追求していくことが不可欠と強く認識する。このような認識の下、本審議会は、昨年に引き続き、外交実施体制の強化のため下記の4点を外務省に対し提言する。外務省の今後の取組に期待するとともに、本審議会としても、これら諸点の進展を見ながら、必要な意見・勧告を検討していく。

### 記

#### (1) 外務省定員の大幅増員の実現

外交実施体制の基盤は人である。日本の外務省の職員数は、米（約28,000人）、露（約12,000人）、仏（約9,500人）、中（約9,000人）、独（約8,000人）、英（約6,500人）と比較して、これら先進国中最低で、機動的な外交を展開するには全く足りない状況にある。外交実施体制の抜本的強化のために、2020年までの当面の目標として、現在の5,869人から、現実的な目標として英国外務省並の6,500人程度を目指すこととし、まず、増大する以下の分野において合計130名規模の本省・在外公館の新規増員を実現すること。

- 安全対策：在外邦人の保護・安全確保、在外公館警備体制の強化、テロ等に関するユニットの新規創設も含めた情報収集・分析の強化、緊急時対応に備えた人的体制の強化のために、警備対策

官、領事担当官、治安関連情報を収集する担当官等を増員。

- グローバル課題：サミット議長国、安保理非常任理事国を担う2016年を機会ととらえ、グローバル課題解決におけるプレゼンスとリーダーシップを一層高めるために、平和構築支援、女性・ジェンダー、軍縮・不拡散、開発、環境・気候変動、国連外交等の各分野の担当職員を増員。
- 経済分野：TPPの大筋合意やその他の経済連携交渉の進展を受け、日本企業の更なる海外展開の推進、日本企業及び邦人の海外活動支援の強化、地方創生を念頭に置いた日本企業の売り込み、資源・エネルギーの安定的確保等の分野の担当職員を増員。
- 対外発信：戦後70年の総理談話や平和安全法制の成立も念頭に、日本の「正しい姿」、「多様な魅力」に対する国際的理解が定着・浸透するよう、国際社会に対して一層効果的・戦略的に発信する必要があることから、近隣国による広報活動への対応を含む、戦略的広報・情報発信分野の担当職員を増員。

## (2) 研修の更なる強化と語学力基準の設定

### (ア) 研修の強化

人的体制の強化にあたっては、定員の増員と並行して、一人ひとりの外交官の競争力の更なる向上を実現することが必要である。特に、厳しい外交環境の中で、高い使命感と見識を有し、高度な語学力と外交力を発揮して、的確に情報収集・交渉・発信を行うことができる外交官を育成することは死活的に重要である。このためには、入省直後から語学力及び外交官としての見識を高めるための質の高い研修を確保するとともに、中堅研修、幹部研修等を通じて立場や能力に応じたきめ細かいフォローアップを継続することが不可欠であり、また、その研修成果を定量的に捕捉、確認していく必要がある。これらのために必要な予算の確保も含め、現状の研修制度を拡充し、その質を向上させること。

### (イ) 外部大使・アタッシェの語学力基準の明確化

さらに、外部大使や各府省庁等職員（アタッシェ）がその能力を十分に発揮し、外交の一翼を担うためには高度な語学力が求められることは言うまでもない。ついては、外部大使やアタッシェの推薦にあたっての明確な語学力基準を設定し、在外公館勤務の条件とすべきである。このことにより、外交の現場で個々の人材の一層の活躍を可能とするとともに、ひいては霞ヶ関全体の国際化が促されることを期待する。

具体的には、2年以上の連続した海外留学・進学又は海外勤務経験又はTOEFL iBT100点以上の英語力（英語以外の言語を母国語とする国に赴任する場合には、その言語の語学試験で同等の能力を証明することにより代替）を求めること。

## (3) 給与・手当の水準の確保と拡充

積極的・能動的な外交を展開する上では、職員が職務と責任に応じて能力を充分発揮できることが必要である。特に、在外公館において人脈構築及び維持・強化を行う上で必要となる経費が手当てされるとともに、子女の保育及び親の介護を始め、家庭と両立する形で業務が行える環境を整えることは、女性を含む在外職員が士気高く業務を行う上で不可欠である。

具体的には、増大する一途の外交関係業務を最前線において実施する職員の給与・手当の水準につい

て、職責に応じた職務遂行の能率の十分な確保、現地の物価・為替等を勘案しながら、欧米主要国外交官並の待遇を確保できる予算を確保すること。また、女性の活躍の推進を図るとともに、子育ての負担が特に重くなる若手職員の負担を軽減し、在外職員の家庭と仕事の両立の実現を支援するため、子女を同伴する在外職員の育児や子女教育を支援するように、手当の拡充を含む支援を更に充実させること。

#### （４）安全対策・情報収集機能強化

邦人や日本企業の海外進出が進むと同時に、シリアにおける邦人殺害テロ事件やチュニジアにおける銃撃テロ案件に見られるように、在外邦人を巡る安全環境はこれまでとは全く異なる次元に変化しており、海外で日本人がテロに巻き込まれるのみならず、日本人自身がテロの標的になり得る現実が突きつけられている。このような厳しい現実を受けて、在外邦人の保護・安全確保のための対策を強化するために、在外公館警備体制の強化、在外邦人との切れ目のないコンタクトの確保、安全対策支援、テロ等情報収集・分析能力の強化、緊急時対応に備えた体制の強化といった基盤整備が急務であり、これを実現するための予算的処分に遺漏なきを期すこと。

（了）